

県産水産物等販売促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1 県は、県産水産物等の販売を促進することで、県産水産物等の需要を喚起し、生産者等の経営安定を図ることを目的として、食料品店における県産水産物等の販売促進に要する経費について、予算の範囲内において県産水産物等販売促進事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2 この要綱において、「食料品店」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 総務省日本標準産業分類（平成26年4月1日施行）における「大分類 I 卸売業、小売業」のうち、「中分類 58 飲食料品小売業」に分類される小売業であって、複数品目の県産水産物等の取扱いが有る店舗
- (2) 第1号に掲げるもののほか、県産水産物等販売促進事業の実施主体として知事が適当と認める団体

2 この要綱において、「県産水産物等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 県内産地魚市場に水揚げ又は県内で養殖された魚介藻類
- (2) 県内に本社又は支社、営業所を有する水産加工業者が生産した水産加工品

(交付対象等)

第3 補助事業（補助金の交付の対象となる事業をいう。以下同じ。）の対象となる補助事業者、補助対象事業の内容、経費項目、補助対象経費、補助率等は、別表のとおりとする。

(事業の実施期間)

第4 この事業の実施期間は、原則として交付決定日から当該年度の2月末日までとする。

(交付の申請)

第5 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は、別記様式第1号によるものとし、その提出期限は別に定める。

2 前項の補助金の交付の申請を行うに当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

3 規則第3条第2項の規定により補助金交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業計画書（別記様式第1号－別紙1）
- (2) 事業費積算明細書（別記様式第1号－別紙2）
- (3) 事業スケジュール（別記様式第1号－別紙3）
- (4) 暴力団排除に関する誓約書（別記様式第1号－別紙4）
- (5) 登記事項証明書謄本（履歴事項証明書）
- (6) 納税証明書（税目：全ての県税）
- (7) 企業概要及びポイント制度が分かる書類（パンフレット等）
- (8) その他知事が必要と認める書類

4 次に該当する食料品店は、交付申請をすることができない。

- (1) 暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）に規定する暴力団又は暴力団員等
- (2) 県税に未納がある者
- (3) 国内の法令に反する業務を行っている者、公序良俗に反する業務を行っている者、並びに反社会勢力、又はこれに類似する企業・団体

5 知事は、前項第1号に定める暴力団又は暴力団員等に関する事項について、県警察本部長宛て照会することができる。

（交付の条件）

第6 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

(1) 補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容の変更又は補助事業に要する経費を変更する場合には、あらかじめ別記様式第2号により知事の承認を受けること。ただし、次のイ及びロに掲げる軽微な変更にあつては、この限りではない。

イ 経費の変更

補助事業に要する経費の30パーセント以内の変更である場合。ただし、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴う場合は除く。

ロ 事業内容の変更

事業目的に変更をもたらさない事業計画の細部の変更であつて、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合

(2) 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止する場合には、あらかじめ別記様式第3号により知事の承認を受けること。

(3) 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

(4) 同一の経費について、他の補助事業と併用して本補助事業の交付決定を受けることはできない。

（実績報告）

第7 規則第12条第1項の規定による補助事業実績報告書の様式は、別記様式第4号によるものとする。

2 補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、第5条第2項ただし書きの規定に

より交付額を算出した場合において、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 規則第12条第1項の規定により補助事業実績報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業実績書（別記様式第4号－別紙1）
- (2) 事業費支出明細書（別記様式第4号－別紙2）
- (3) 事業実施に際して行った契約、支出等を証する帳票書類（契約書、納品書、請求書、領収書、通帳等の写し）
- (4) その他知事が必要と認める書類

（補助金の交付方法）

第8 補助金は、規則第13条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。ただし、知事は、補助事業の遂行上必要があると認めるときは、規則第15条ただし書の規定により概算払により交付することができるものとし、その請求書の様式は、別記様式第5号によるものとする。

（消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第9 補助事業者は、補助事業終了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合には、別記様式第6号により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（帳簿及び関係書類の整備）

第10 補助事業者は、事業を計画的に実施するために、帳簿により支出管理を行い、また、事業費の支出が明確になるよう証拠書類を備えて経理しなければならない。

（書類の提出部数）

第11 この要綱により知事に提出する書類の提出部数は各1部とする。

（その他）

第12 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項については、別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和3年12月28日から施行し、令和3年度予算に係る補助金に適用する。

2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

別表（第3関係）

1 対象となる補助事業者

要綱第2（1）の店舗を，県内に2店舗以上展開する法人であって，顧客（消費者）に対するポイント制度を有するもの。

2 補助対象事業等

補助対象事業	補助対象事業の内容	経費項目	補助対象経費	補助率等
(1) 県産水産物等の販売に対するポイント上乘せキャンペーン※1	キャンペーン対象商品に対する付与ポイントの上乗せ	庁 費	キャンペーン対象商品に対する上乘せポイント付与分の金額	1 補助率 定額（実費相当額） 2 補助限度額 1 補助事業者当たりキャンペーン実施店舗数×500千円※2
(2) (1)に係るPR	キャンペーン実施に関する広告宣伝等	庁 費	ポスター・パンフレット・チラシ等作成費，広告掲載料，映像制作費（制作委託含む），PR イベント開催費，備品レンタル使用料，PR 資材等送料・運搬費，消耗品費，	1 補助率 定額（実費相当額） 2 補助限度額 1 補助事業者当たりキャンペーン実施店舗数×100千円
		その他	事業実施に必要と認められる経費	

※1 キャンペーンの実施に当たっては，景品表示法等の関係法令に違反しないこと

※2 申請者のポイント制度での円換算による限度額。

（例1）1ポイント1円のポイント制度の場合→50万ポイントの上乗せが限度

（例2）1ポイント2円のポイント制度の場合→25万ポイントの上乗せが限度

別記様式第1号

年度県産水産物等販売促進事業費補助金交付申請書

番 号
年 月 日

宮城県知事 殿

申請者 住 所
名称及び
代表者名

年度県産水産物等販売促進事業を下記のとおり実施したいので、補助金等交付規則第3条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助事業に要する経費及び補助金交付申請額

- | | |
|--------------------------|---|
| (1) 補助事業に要する経費
(補助対象) | 円 |
| (2) 補助金交付申請額 | 円 |

2 添付書類

- (1) 補助事業計画書 (別記様式第1号-別紙1)
- (2) 事業費積算明細書 (別記様式第1号-別紙2)
- (3) 事業スケジュール (別記様式第1号-別紙3)
- (4) 暴力団排除に関する誓約書 (別記様式第1号-別紙4)
- (5) 登記事項証明書謄本 (履歴事項証明書)
- (6) 納税証明書 (税目: 全ての県税)
- (7) 企業概要及びポイント制度が分かる書類 (パンフレット等)
- (8) その他知事が必要と認める書類

別記様式第1号一別紙1

補 助 事 業 計 画 書
(県産水産物等販売促進事業)

年 月 日

1 申請者概要

申請者名称			
代表者氏名		担当者氏名 (所属部署名)	
所在地 〒			
TEL :		FAX :	
ホームページアドレス		E-mail	
設立年月日 年 月 日	資本金 (千円)	従業員数 常時 :	人
		臨時 :	人
主な事業の概要			

2 事業のテーマ, 目的

3 事業の内容

(1) 県産水産物等の販売に対するポイント上乘せキャンペーン

(2) (1)に係るPR

4 経費の内容

(単位：円)

補助対象 事業	補助対象経費	補助金申請額	自己負担額
(1)			
(2)			
合 計			

※補助対象事業

- (1) 県産水産物等の販売に対するポイント上乘せキャンペーン
- (2) (1)に係るPR

5 事業スケジュール

別添「別記様式第1号-別紙3」のとおり

6 事業効果

7 事業実施期間

年 月 日 から 年 月 日まで

事業費積算明細書

※変更計画書に添付の場合は、
事業費積算明細書（変更）とすること。

事業者名： _____

【1】 県産水産物の販売に対するポイント上乘せキャンペーン

実施店舗数： _____

No.	実施 店舗名	上乘せ ポイント	円換算 (補助対象経費)	備考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
合計				/
1店舗当たり				/

※別記様式1-様式2（個票）を添付すること。

【2】 【1】に係るPR

No.	内容	単価 (円, 税抜)	数量	金額 (円, 税抜)	備考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
合計					/
1店舗当たり					/

事業費積算明細書

※変更計画書に添付の場合は、

店舗名： _____

事業費積算明細書（変更）とすること。

【1】 県産水産物の販売に対するポイント上乗せキャンペーン

No.	商品名	製造業者名	店頭販売価格 (円, 税抜)	① 上乗せポイント	② 販売見込数	上乗せポイント 小計 (①×②)	備考
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
合計							

事業スケジュール

事業者名： _____

月		事業内容	備考
12月	上旬		
	中旬		
	下旬		
1月	上旬		
	中旬		
	下旬		
2月	上旬		
	中旬		
	下旬		
3月	上旬		
	中旬		
	下旬		

誓約書

- 私
 当社

は、下記1及び2のいずれにも該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。
この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴職において必要と判断した場合に、別紙「役員等名簿」により提出する当方の個人情報警察に提供することについて同意します。

記

1 補助事業者として不適当な者

- (1) 暴力団（暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 事業者（暴力団排除条例第2条第7号に規定する事業者をいう。以下同じ。）の役員等（個人である場合はその者、法人その他の団体である場合は役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）をいう。以下同じ。）が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしているとき
- (3) 事業者の役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 事業者の役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 事業者の役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 補助事業者の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて補助事業を担当する県職員等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

宮城県知事

殿

年 月 日

住所（又は所在地）

社名及び代表者名

※ 添付書類：役員等名簿

「役員等名簿」※この様式に代えて既存の役員等名簿の添付も可

事業者名	
担当者 役職・氏名	
電話番号	

人数	氏名(フリガナ)	氏名(漢字)	生年月日(半角)				性別 男・女	役職
			元号	年	月	日		
例	ミヤギ タロウ	宮城 太郎	明治・大正 昭和・平成	47	11	11	男・女	
1			明治・大正 昭和・平成				男・女	
2			明治・大正 昭和・平成				男・女	
3			明治・大正 昭和・平成				男・女	
4			明治・大正 昭和・平成				男・女	
5			明治・大正 昭和・平成				男・女	
6			明治・大正 昭和・平成				男・女	
7			明治・大正 昭和・平成				男・女	
8			明治・大正 昭和・平成				男・女	
9			明治・大正 昭和・平成				男・女	
10			明治・大正 昭和・平成				男・女	

別記様式第2号

年度県産水産物等販売促進事業計画変更承認申請書

番 号
年 月 日

宮城県知事

殿

申請者 住 所
名称及び
代表者名

年 月 日付け宮城県（ ）指令第 号で補助金の交付決定通知のありました 年度県産水産物等販売促進事業について、事業の内容を下記のとおり変更したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

別紙「補助事業変更計画書」のとおり

※ 添付資料

補助事業変更計画書（別紙）

変更後の事業費積算明細書（別記様式第1号－別紙2を用い、事業費積算明細書（変更）とすること）

(別紙)

補助事業変更計画書
(県産水産物等販売促進事業)

1 事業内容の変更

(1) 変更前

イ 県産水産物等の販売に対するポイント上乘せキャンペーン

ロ イに係るPR

(2) 変更後

イ 県産水産物等の販売に対するポイント上乘せキャンペーン

ロ イに係るPR

2 経費の変更

(単位：円)

補助対象 事業	補助対象経費		補助金申請額		自己負担額	
	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後
(1)						
(2)						
合計						

※補助対象事業

(1) 県産水産物等の販売に対するポイント上乘せキャンペーン

(2) (1)に係るPR

事業費積算明細書 (変更)

事業者名： _____

【1】 県産水産物の販売に対するポイント上乘せキャンペーン

実施店舗数： _____

No.	実施 店舗名	上乘せ ポイント	円換算 (補助対象経費)	備考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
合計				/
1店舗当たり				/

※別記様式1-様式2 (個票 変更) を添付すること。

【2】 【1】に係るPR

No.	内容	単価 (円, 税抜)	数量	金額 (円, 税抜)	備考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
合計					/
1店舗当たり					/

事業費積算明細書（変更）

店舗名： _____

【1】 県産水産物の販売に対するポイント上乗せキャンペーン

No.	商品名	製造業者名	店頭販売価格 (円, 税抜)	① 上乗せポイント	② 販売見込数	上乗せポイント 小計 (①×②)	備考
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
合計							

別記様式第3号

年度県産水産物等販売促進事業費補助金に係る中止（廃止）承認申請書

番 号
年 月 日

宮城県知事 殿

申請者 住 所
名称及び
代表者名

年 月 日付け宮城県（ ）指令第 号で交付決定通知のありました 年度県産水産物等販売促進事業について、下記のとおり事業を中止（廃止）したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 理 由

2 中止の期間（廃止の時期）

別記様式第4号

年度県産水産物等販売促進事業費補助金に係る補助事業実績報告書

番 号
年 月 日

宮城県知事 殿

申請者 住 所
名称及び
代表者名

年 月 日付け宮城県（ ）指令第 号で交付決定通知のありました 年度県産水産物等販売促進事業について、下記のとおり完了しましたので、補助金等交付規則第12条の規定により関係書類を添えて報告します。

記

- 1 補助事業に要した経費及び補助金実績額等
(1) 補助事業に要した経費 円
(補 助 対 象)
(2) 補助金実績額 円
(3) 既受領額 円
(4) 今回請求額 円
- 2 補助事業の内容等
別添「補助事業実績書」のとおり
- 3 補助事業完了年月日
令和 年 月 日
- 4 振込依頼先金融機関情報
金融機関名： 本・支店
当座・普通 口座番号：
フリガナ
口座名義人：

※ 添付書類

- (1) 補助事業実績書（別記様式第4号－別紙1）
- (2) 事業費支出明細書（別記様式第4号－別紙2）
- (3) 事業実施に際して行った契約，支出等を証する帳票書類（契約書，納品書，請求書，領収書，通帳等の写し）
- (4) その他知事が必要と認める書類

補 助 事 業 実 績 書
(県産水産物等販売促進事業)

年 月 日

1 補助事業者

事業者名称	
代表者氏名	担当者氏名 (所属部署名)
所在地 〒	
TEL :	FAX :

2 実施事業の概要

- (1) 県産水産物等の販売に対するポイント上乘せキャンペーン
- (2) (1)に係るPR

3 経費の内容

(単位：円)

補助対象 事業	補助対象経費		補助金実績額		自己負担額	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
(1)						
(2)						
合計						

※補助対象事業

- (1) 県産水産物等の販売に対するポイント上乘せキャンペーン
- (2) (1)に係るPR

4 実施事業の成果, 効果

事業費支出明細書

事業者名： _____

【1】 県産水産物の販売に対するポイント上乘せキャンペーン

実施店舗数： _____

No.	実施 店舗名	上乘せ ポイント	円換算 (補助対象経費)	備考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
合計				/
1店舗当たり				/

※別記様式4-様式2（個票）を添付すること。

【2】 【1】に係るPR

No.	内容	単価 (円, 税抜)	数量	金額 (円, 税抜)	備考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
合計					/
1店舗当たり					/

事業費支出明細書

店舗名： _____

【1】 県産水産物の販売に対するポイント上乗せキャンペーン

No.	商品名	製造業者名	店頭販売価格 (円, 税抜)	① 上乗せポイント	② 販売見込数	上乗せポイント 小計 (①×②)	備考
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
合計							

別記様式第5号

年度県産水産物等販売促進事業費補助金概算払請求書

番
年 月 日

宮城県知事 殿

申請者 住 所
名称及び
代表者名

年 月 日付け宮城県（ ）指令第 号で交付決定通知のありました 年
度県産水産物等販売促進事業について、下記のとおり金 円を概算払いにおいて
交付されたく請求します。

記

1 概算払請求額

交付決定額 (1)	既受領額 (2)	今回請求額 (3)	残 額 (1) - (2) - (3)
円	円	円	円

2 振込依頼先金融機関情報

金融機関名： 本・支店

当座・普通 口座番号：

フリガナ
口座名義人：

3 概算払が必要な理由

※既支払金額を証する書類を添付すること。

別記様式第6号

年度県産水産物等販売促進事業に係る消費税
及び地方消費税仕入控除税額の額の確定に伴う報告書

番 号
年 月 日

宮城県知事

殿

申請者 住 所
名称及び
代表者名

年 月 日付け宮城県（ ）指令第 号で交付決定通知のありました 年
度県産水産物等販売促進事業について、同事業費補助金交付要綱第9第1項の規定により
下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金額
- 2 補助金の確定時における消費税及び地方消費税仕入控除税額
- 3 消費税及び地方消費税の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額
- 4 補助金返還相当額（3－2）

- (注) 1 別紙として積算の内訳を添付すること。
2 課税事業者の場合であっても、単純に補助金10パーセント相当額が消費税等
仕入控除による減額等の対象額ではない。